

## 9 事業者

介護保険のサービスを提供する事業者には、それぞれのサービスごとに定められた指定基準のもとで、都道府県が指定する「指定事業者」と、指定要件は満たしていないが一定の水準を満たすサービス提供を行えると、練馬区が個別に判断した「基準該当サービス事業者」がある。なお、住宅改修、福祉用具購入については指定がなく、サービス提供ができれば保険給付の対象となる。また、病院・診療所・薬局が保険医療機関・保険薬局の指定を受けると、同時に介護保険における居宅療養管理指導事業者の指定も受けたものとみなされるので、保険給付の対象となる。

平成18年4月1日から、制度改正に伴い居宅サービスの種類や指定方法が改められ、また要支援1・2の方への介護予防サービスを提供する事業者は改めて指定を受けることになった。また、地域密着型サービスが創設され、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護などのサービスについては、練馬区が指定をすることとなった。

### 練馬区をサービス実施地域としている指定居宅サービス事業者数

(平成17年まで)

各年4月1日現在

居宅サービスの種類	14年	15年	16年	17年
居宅介護支援	283(96)	344(113)	410(130)	471(158)
訪問介護	224(68)	297(97)	371(121)	456(148)
訪問入浴介護	31(5)	28(4)	33(4)	34(5)
訪問看護	49(25)	70(29)	72(30)	78(30)
訪問リハビリテーション	14(10)	15(7)	15(7)	15(7)
通所介護	40(29)	54(35)	69(44)	102(58)
通所リハビリテーション	20(11)	21(11)	22(12)	22(11)
短期入所生活介護	24(13)	22(13)	25(16)	26(17)
短期入所療養介護	6(6)	11(11)	11(11)	11(11)
認知症対応型共同生活介護	45(2)	71(3)	112(5)	152(7)
特定施設入所者生活介護	77(6)	103(6)	145(10)	192(11)
福祉用具の貸与	214(15)	275(16)	322(18)	365(21)
合計	1,027(286)	1,311(345)	1,607(408)	1,924(484)

注：( )内は練馬区に所在地を有している事業者の内訳

練馬区内に所在地のある指定居宅介護・介護予防サービス事業者

4月1日現在

居宅サービスの種類	18年
居宅介護支援	161( - )
介護予防支援	-( 4)
訪問介護	163(156)
訪問入浴介護	5( 5)
訪問看護	31( 31)
訪問リハビリテーション	3( 3)
通所介護	66( 63)
通所リハビリテーション	11( 10)
短期入所生活介護	17( 17)
短期入所療養介護	11( 10)
特定施設入居者生活介護	14( 14)
福祉用具の貸与	26( 23)
特定福祉用具販売	20( 20)
合 計	528(356)

注：( )内は介護予防指定事業者の数

練馬区内に所在地のある地域密着型サービス事業者

4月1日現在

サービス種類	18年
認知症対応型通所介護	17(15)
認知症対応型共同生活介護	10(10)
合 計	27(25)

注：( )内は介護予防指定事業者の数

練馬区内に所在地のある指定介護保険施設

各年4月1日現在

施設サービスの種類	14年	15年	16年	17年	18年
介護老人福祉施設	13( 895)	14( 985)	15(1,090)	16(1,140)	16(1,140)
介護老人保健施設	6( 620)	6( 620)	6( 620)	6( 620)	6( 620)
介護療養型医療施設	5( 214)	5( 231)	5( 231)	5( 279)	5( 279)
合 計	24(1,729)	25(1,836)	26(1,941)	27(2,039)	27(2,039)

注：( )内は各施設の介護保険の対象となる定員

練馬区登録の基準該当サービス事業者数

各年4月1日現在

サービスの種類	14年	15年	16年	17年	18年
居宅介護支援	0	2	1	2	0
訪問介護	4	2	1	4	1
通所介護	1	3	2	3	1